

阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の
上限変更の認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和5年6月6日（火） 10:30～11:10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 浅井、宮田、本間、廣井、堤

4. 議事概要

- 自動車局から、阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更の認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 今回の申請は大阪と兵庫となっているが、京都は申請しないのか。
 - ② 今回の申請では、上限運賃を実施運賃として設定するのか。
 - ③ 大阪と兵庫のいずれも経常収支率の改善はあまり大きくない。大阪を見ると、申請では90%程度であるが、収支率を低く設定していることについてどのような考えなのか。
 - ④ 生産性について、大阪と兵庫を比較すると、運送費に占める人件費の割合に差がある。同じ事業者でも地域で何か特性はあるのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 京都については、令和元年5月に地方運輸局長権限により上限運賃で平均改定率21.67%、実施運賃でその半分程度の11.4%の運賃改定を行い、昨年度に上限運賃の範囲内で実施運賃の改定等を行っているところである。
 - ② 初乗運賃について、上限運賃は30円値上げするが、実施運賃はまず10円値上げすることとしている。

③ この地域は競合他社が多く、自治体との関係も踏まえつつ、慎重な値上げ幅にしているものと認識している。

④ 確認する。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。